

## **2. 協定書・覚書**



○防災活動への協力に関する協定先一覧

応急対策関係

協定締結先	締結日	協力業務
山口県	平成24年 1月12日	応急措置全般
国土交通省中国地方整備局	平成24年 2月10日	情報交換
山口県	平成24年 4月 1日	消防活動相互応援
山口県	平成24年 4月 1日	消防防災ヘリ応援
有限会社カーアシスト・吉田	平成27年 2月16日	レッカー車両による被災者の救助、障害物の除去
社会福祉法人田布施町社会福祉協議会	令和 3年12月20日	災害ボランティアセンターの設置・運営
山口県産業ドローン協会	令和 4年 8月24日	ドローンによる被災状況の把握、被災者の捜索、平時の防災啓発事業及び防災訓練

物資関係

協定締結先	締結日	協力業務
マックスバリュ西日本株式会社 「令和6年3月1日～(株)フジ」	平成20年 5月30日	物資の供給（供給物資の一覧はP資-2-8に掲載）、避難場所の提供
NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年 8月 1日	物資の供給（供給物資の一覧はP資-2-37に掲載）
ホームプラザナフコ 田布施店	平成26年 8月 1日	物資の供給（供給物資の一覧はP資-2-40に掲載）
生活協同組合コープやまぐち	平成26年 8月19日	物資の供給（供給物資の一覧はP資-2-43に掲載）
山口県LPガス協会 柳井支部	平成26年11月14日	LPガスの供給
株式会社ナフコ	令和 3年 4月21日	物資の供給（供給物資の一覧はP資-2-68に掲載）
株式会社コム・ソート(ダスキンレントオール周南ステーション)	令和 5年 5月18日	資機材等の提供（レンタル資機材の一覧はP資-2-80）
福山通運株式会社 柳井営業所	令和 5年 7月21日	防災備蓄品、物資の配送
株式会社日米クック	令和 5年 7月21日	給食支援業務等

## 避難所関係

協定締結先	締結日	協力業務
社会福祉法人 施福会	平成23年 9月 1日	福祉避難所開設・運営 (特別養護老人ホームたぶせ苑)
医療法人 松栄会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (老人保健施設そよかぜ)
医療法人 社団 光仁会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (グループホームさくら)
医療法人 寿恵会	平成23年10月 1日	福祉避難所開設・運営 (弘和クリニック)
山口県立田布施農工高校	平成30年 8月 1日	避難所開設
山口県立田布施総合支援学校	令和 2年12月 1日	避難所開設 (高等部)
社会福祉法人 城南学園	令和 3年 4月 1日	避難所開設 (地域交流ホーム棟)
株式会社 人生経営	令和 4年 9月 8日	避難所開設(やのくにホール)

## その他の協力関係

協定締結先	締結日	協力業務
西日本電信電話株式会社	平成24年10月29日	特設公衆電話の設置及び 利用・管理
山口県行政書士会	平成25年10月 4日	行政書士業務
ヤフー株式会社	平成27年 7月22日	避難情報発信支援
丸久株式会社	平成28年12月 2日	災害対策支援
日本郵便株式会社	平成29年12月26日	郵便業務
山口県立田布施農工高等学校	平成30年 8月 1日	へりポート開設
1市4町2企業団	平成30年 8月28日	水道災害相互支援
山口県立田布施農工高等学校	平成31年 3月26日	防災教育及び地域防災活動
山口県、山口県環境整備事業協同組合	令和 4年 5月24日	し尿等の収集運搬
山口県弁護士会	令和 4年 8月22日	生活再建、復旧復興支援
公益社団法人山口県獣医師会	令和 5年 6月15日	動物救護活動
中国電力ネットワーク株式会社 柳井ネットワークセンター	令和 5年 7月31日	広報及び要員派遣
ジェムカ株式会社	令和 6年 1月 1日	災害廃棄物処理

## ○防災活動への協力に関する協定書

田布施町（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）とは、防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、町内において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1）甲が物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。
- （2）乙の店舗であるマックスバリュ田布施店の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

### （要請手続き）

第2条 前条に掲げる要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条に規定する要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

### （物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。  
2 物資等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

### （物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡し場所（以下「当該場所」という。）は甲が指定するものとし、当該場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認の上、物資等を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

（1）甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練

（2）甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練

2 前項に規定する協力とは、物心両面によるものとする。

（連絡責任者）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡体制を定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成20年5月30日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条（2）で掲げる店舗が閉店した場合、並びに、第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年5月30日

甲 山口県熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長

乙 兵庫県姫路市北条口4丁目4番地

マックスバリュ西日本株式会社

代表取締役社長

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

マックスバリュ田布施店長 様

田 布 施 町 長

災害時における物資等の供給要請書

防災活動への協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

物資名（品 目）	数 量	引渡し場所	備 考

担当 田布施町災害対策本部  
総務課

担当者

様式第2号（第6条関係）

物 資 等 納 品 書

年 月 日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資等を納品したことを確認いたします。

物資名（品 目）	数 量	引渡し場所	備 考

年 月 日

マックスバリュ西日本株式会社  
担当者

印

田 布 施 町 総 務 課

担当者

印

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 災害時の福祉避難所の運営に関する協定書



田布施町(以下「甲」という。)及び社会福祉法人 施福会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する特別養護老人ホーム たぶせ苑(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

### (要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

### (福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

### (福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

### (経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

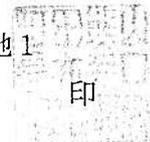
甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治

印



乙 田布施町大字宿井406番地

社会福祉法人 施福会

理 事 長 石 田 修 一



## 災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 松栄会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する老人保健施設 そよかぜ(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

### (要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めるときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

### (福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

### (福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

### (経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1  
田布施町長 長 信 正 治



乙 田布施町大字宿井414番地5  
医療法人 松栄会  
理事長 坂 本 達 哉



## 災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 社団 光仁会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営するグループホームさくら(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

### (要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

### (福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

### (福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

### (経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

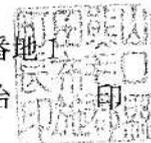
### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

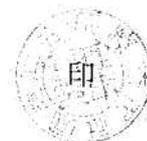
甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1  
田布施町長 長 信 正 治



乙 田布施町大字下田布施806番地  
医療法人 社団 光仁会  
理 事 長 市 川 晃



## 災害時の福祉避難所の運営に関する協定書

田布施町(以下「甲」という。)及び医療法人 寿恵会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、田布施町地域防災計画及び山口県健康福祉部厚政課策定の災害救助マニュアル(以下「災害救助マニュアル」という。)に基づき乙が運営する弘和クリニック(以下「対象施設」という。)を福祉避難所として運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において、福祉避難所とは、災害救助マニュアルに基づき、高齢者、障害者、その他の者であって避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者(家族を含む。)を受け入れる避難所とする。

### (要請)

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において福祉避難所を開設する必要があると認めたときは、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

### (福祉避難所の開設)

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、対象施設の職員の参集状況及び対象施設の被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

### (福祉避難所の運営)

第4条 乙は、対象施設の職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 甲は、乙に対し、前項の援助に要する食料品及び生活物資等を供給するものとする。

### (経費の負担)

第5条 福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額は、災害救助マニュアルを基準とし、甲乙協議の上決定する。

### (協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、それぞれ代表者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月1日

甲 田布施町大字下田布施3440番地1

田布施町長 長 信 正 治



乙 田布施町大字波野197番地1

医療法人 寿恵会

理事長 曾 田 貴 子



## ○山口県及び市町相互の災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県(以下「県」という。)及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害応援に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 遺体の火葬のための施設の提供
- (6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
- (8) ボランティアの調整
- (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「受援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、一県の応援も含めた応援計画を作成し、応援を行う市町(以下「応援市町」という。)及び受援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。  
なお、この場合において、受援市町は事後必ず県にその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより

応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援市町の負担とする。

2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。

(2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押印の上、各1通を所持する。

○災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と田布施町長(以下「乙」という。)は、田布施町の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

**第1条** この協定は、甲及び乙が連携を図り、田布施町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

**第3条** 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、田布施町災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

**第4条** 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

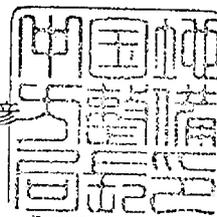
(その他)

**第5条** この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

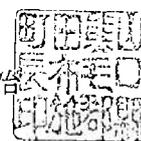
上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月10日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦



乙 田布施町 田布施町長 長信 正治



## ○山口県内広域消防相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。

### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害(以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

### (報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

### (応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする発災市町等(以下「受援市町等」という。)の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合。
  - (2) 発災市町等の消防力では、災害防衛が著しく困難と認める場合。
  - (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合。
- 2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援要請に準じて電話等で行うものとする。
- (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由。
  - (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量。
  - (3) 応援隊の活動内容。
  - (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所。
  - (5) その他必要な事項。

### (応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等(以下「応援市町等」という。)の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援市町等の長及び県に通報するものとする。

3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

### (応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長(消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長)が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は産接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市町等の長に報告するものとする。

2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費。

イ 応援の消防職員、消防団員(以下「応援隊員」という。)が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費。

ウ 応援隊員が、受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(2) 受援市町等が負担する経費

ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費。

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費。

ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費。

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。

2 山口県内広域消防相互応援協定書(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

## 山口県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、山口県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第11条に基づき、協定の実施について定めるものとする。

(応援を必要とする災害)

第2条 協定第3条に規定する応援を必要とするものとは、協定第5条第1項各号のいずれかに該当し、発災市町村等の長または消防長が応援を受けることが必要と認めた場合をいう。

(応援の特例)

第3条 所轄行政区域外で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

2 前項に規定する応援及び所轄行政区域外で発生した災害を、自己が所轄する行政区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

3 前各項により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

(応援要請)

第4条 協定第5条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、協定市町村等は、あらかじめ応援可能な隊、資機材及び連絡先等必要な事項を別記様式第1号及び第2号により、消防長会事務局消防本部（以下、「幹事消防本部」という。）及び他の協定市町村等に届け出しておくものとする。

なお、届出事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく届け出るものとする。

2 応援要請は、災害の規模により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

隣接市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う要請

3 応援要請は原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りでない。

4 応援要請は、協定市町村等に要請するとともに幹事消防本部にも、その旨を報告するものとする。ただし、状況により幹事消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。

5 応援要請は協定第5条第2項各号に掲げる事項を前提に定める連絡先に電話等により要請し、事後速やかに別記様式第3号による応援要請書を応援市町村等の長に送付するものとする。

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町村等の長は、応援隊を派遣する場合は、派遣する人員、車両、資機材等の数量、出発日時及び応援隊の長の職氏名等を受援市町村等の長に電話により通報するものとする。

2 応援隊は、災害の状況に応じ必要な装備資機材、被服等を携帯するものとする。

3 応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、協定市町村等の長は応援要請に応じられる体制を整えておくものとする。

(誘導及び資機材の貸与等)

第6条 要請市町村等の長は、応援隊を効果的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員をして、応援隊の現場への誘導及び担当任務の指定を行わせるとともに、必要に応じて活動上必要な資機材等を応援隊に貸与するものとする。

2 応援隊と受援市町村等との無線通信は、県内共通波を使用するものとする。

(報告)

第7条 協定第9条に規定する報告は、次により行うものとする。

(1) 応援市町村等の長は、別記様式第4号の応援隊活動結果報告書により行うものとする。

(2) 受援市町村等の長は、別記様式第5号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるもののほか応援隊の長は、現場における活動開始前及び活動終了後、受援市町村等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 現場活動開始前

ア 応援隊の現場到着日時。

イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量。

(2) 現場活動終了後

ア 応援隊の活動概要。

イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無。

ウ 応援隊の現場引き上げ日時。

3 前2項の報告は、災害内容によって省略することができるものとする。

(経費の負担)

第8条 協定第10条に規定する経費については、要請を受け出動した時から帰着するまでの間の活動に要した経費をいう。

2 応援市町村等の長は、協定第10条の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記第6号様式により、受援市町村等の長に請求するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定第12条に規定する疑義事項等を協議するほか協定の適正な運用を図るため、協定市町村間において必要の都度、連絡会議を開くものとする。

(他の協定との関係)

第10条 協定市町村等が締結しているこの協定以外の協定と、この協定が競合する場合はあらかじめ当該市町村等の間で取扱いについて協議しておくものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に関して必要な事項は、協定市町村等が協議して運用する。

附 則

この実施細目は、協定施行の日から施行する。

別記様式第1号

応援可能な隊、資機材

市町村等名

1 応援隊

第 一 要 請	部隊	隊数	隊員数	第 二 要 請	部隊	隊数	隊員数
	消火隊	隊	人		消火隊	隊	人
	救助隊	隊	人		救助隊	隊	人
	救急隊	隊	人		救急隊	隊	人
	化学消火隊	隊	人		化学消火隊	隊	人
	その他特殊隊	隊	人		その他特殊隊	隊	人
		隊	人			隊	人
	隊	人		隊	人		

注)「その他特殊隊」とは、はしご隊、照明隊、潜水隊など特殊な消防業務に従事する消防隊とし、必要に応じて適宜分類するものとする。

2 応急資機材一覧表

第 一 要 請	資機材名	数量

第 一 要 請	資機材名	数量

連絡指定場所届出書

		平成 年 月 日	指定
		市町村等名	
		所在地	
連絡体制		昼間 (8:30~17:30)	夜間 (17:30~8:30)
①連絡担当課及び係名			
②連絡担当職・氏名			
③指定電話番号 (NTT)	設置場所		
	電話番号		
	FAX番号		
④防災行政無線	設置場所		
	地上系	無線番号	
	衛星系	無線番号	
		FAX番号	
⑤その他連絡に必要な事項			

- 注) 1 休日 (土曜日を含む) は、夜間扱いとする。  
 2 防災行政無線は、山口県の消防行政無線をいう。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名

印

応 援 要 請 書

山口県内広域消防相互応援協定書第5条の規定により、応援を次のとおり要請します。

項 目	内 容
①災害の種別	
②災害発生場所	
③災害発生日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
④災害の状況	
⑤応援を必要とする車両・資 機材等の種別及び数量並 びに人員	
⑥応援隊の主な活動内容	
⑦応援隊の到着希望日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
⑧応援隊の終結場所	
⑨使用する無線局	
⑩その他必要な事項	
⑪連絡担当者	職・氏名
	連絡方法等

注) 災害発生場所及び集結場所を明示した地図を必要に応じ添付すること。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名

印

応援隊活動結果報告書

山口県内広域消防相互応援協定書第9条の規定により、応援活動結果を次のとおり報告します。

項 目		内 容						
①災害の種別								
②災害発生場所								
③災害発生日時		平成	年	月	日	午前・午後	時	分頃
④応援要請受報日時		平成	年	月	日	午前・午後	時	分
⑤ 応援開始及び終了日時	出 場	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
	終結場所到着	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
	活動開始	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
	活動終了	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
	引き揚げ 帰署・所	平成	年	月	日	午前・午後	時	分
⑥応援車両等 (種別・数量)		計 台						
⑦応援資機材 (種別・数量)								
⑧応援人員 (部隊別)		計 人						
⑨応援活動概要								
⑩ 応援活動に起因 事故等の概要	人的							
	物的							
⑪ その他特記事項								

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名

印

災 害 概 要 報 告 書

山口県内広域消防相互応援協定書第9条の規定により、災害概要を次のとおり報告します。

項 目		内 容	
①災害の種別			
②災害発生場所			
③災害発生日時及び鎮圧		平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃 ～ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃	
④災害覚知日時		平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
⑤災害の概要	災害の状況		
	人 的 被 害	死者	
		行方不明者	
		負傷者	
		計	
物的被害状況 (推定被害額)		( 千円)	
⑥要請市町村等活動状況	活動期間 (活動開始日時から 終了日時まで)		平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
	活動車両等 (種類・数量)		計 台
	活動資機材 (種類・数量)		
	活動人員 (部隊別)		計 人
	活動内容		

⑦ 応援市町村等活動状況	応援要請日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
	応援消防機関	
	応援期間 (出動日時から 帰署・所日時まで)	平成 年 月 日 午前・午後 時 分 ～ 平成 年 月 日 午前・午後 時 分
	応援車両等 (種類・数量)	計 台
	応援資機材 (種類・数量)	
	応援人員 (部隊別)	計 人
	応援活動内容	
⑧ 消防活動に起因する事故等の概要		
⑨ その他の特記事項		

注) ⑦の欄については、複数の協定市町村等から応援を受けた場合には、それぞれ記入すること。

殿

要 請 者  
市町村等名  
職 氏 名

印

応援に要した経費の要求について

このことについて、平成 年 月 日 時 分頃  
で発生した災害へ応援出動したので、  
山口県内広域消防相互応援協定第10条及び同実施細目第8条の規定により下記のとおり応援  
に要した経費を請求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

内訳は次のとおり

	経費の区分	請求金額	摘 要
請求金額の内訳			

## ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる区域は、市町等(以下「協定市町」という。)の区域とする。

### (災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等(以下「要請市町等」という。)の長が、次の各号の一に該当し、消防防災ヘリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合

### (応援要請の方法)

第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

### (消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

### (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定(平成24年4月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

### (経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかか

わらず、原則として山口県が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災ヘリコプター応援協定(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。